

第49回高知県国土利用計画審議会

1 開催の日時及び場所

日時 平成24年2月3日（金）午後1時30分～

場所 高知城ホール4階「多目的ホール」

2 出席者

(1) 委員

岡部 早苗 小坂 雄一郎 斎藤 均（新木雅之委員の代理出席）
坂本 昌隆 玉里 恵美子 西原 正和 広末 幸彦
藤本 武志 細川 公子 松田 誠祐 山本 洋子
吉岡 珍正（12名 50音順）

(2) 幹事

土木部長 石井 一生

(3) 事務局

用地対策課 課長 高橋 隆 ほか

(4) 関係課

都市計画課 農地・担い手対策課 森づくり推進課 治山林道課
環境共生課 企業立地課 安芸土木事務所和食ダム建設事務所
港湾・海岸課

3 議題

平成23年度高知県土地利用基本計画の変更について（諮問事項）
ー計画図の変更についてー

4 報告

林地開発許可等の状況について（報告事項）

5 基調講演

演題 「グローバル化する国土資源と国土利用のあり方」

講師 公益財団法人東京財団 研究員 平野 秀樹

6 審議等の結果

平成23年度高知県土地利用基本計画の変更について
諮問どおりの変更を適当と認める旨、答申があった。

第49回高知県国土利用計画審議会会議録

(司会：山崎補佐)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、第49回高知県国土利用計画審議会を開催いたします。

本日は、お忙しい中といたしますか、非常に寒い中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、本日の司会を仰せ付かっております、用地対策課の山崎でございます。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、まず、県土木部の石井部長からごあいさつ申し上げます。よろしく願いします。

(石井土木部長)

高知県土木部長の石井でございます。

本日は、委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、第49回高知県国土利用計画審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆さまには、平素より県の土地行政をはじめ、県政全般にわたりましてご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしましてあらためて御礼申し上げたいと存じます。

さて、本県の土地行政を取り巻く状況でございますけれども、人口減少などが進む中で県土資源の管理水準の低下など、依然厳しい状況が続いてございます。こうした中、知事は、「本県は、全国に先駆けて、人口の自然減少による経済規模の縮小、過疎化の進展などといった数多くの課題に直面してきており、このような課題に対し、高知県を課題解決の先進県としていきたい」というように述べておるところでございます。

また、本日は、東京財団の研究者としても多方面でご活躍をされておられます平野秀樹さまに、本県の土地行政を考える上でも重要となる国土資源の利用に関するご講演をいただくこととしてございます。この機会に、限られた時間ではございますが、土地利用の在り方について見識を深めていきたいと考えておるところでございます。

本日の議題は、土地利用基本計画区域の変更案件に関する諮問といたしまして、森林地域の縮小案件4件、都市地域の拡大案件1件が対象となっております。

また、この1年間に林地の開発許可を受けた2つの案件について報告をさせていただきますと存じます。

最後に、委員の皆さまには、適切にご審議をいただきますようお願いいたします。私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

(司会：山崎補佐)

ありがとうございました。

それでは、審議会に移りたいと思いますが、まず初めに2点ほど確認をさせていただきます。

本日の会議は、委員総数15名中12名の出席をいただいております。中平委員、西井委員、畠中委員は所要のため欠席となっておりますが12名の出席をいただきまして、当審議会の条例に定めております、定足数「2分の1以上の出席」の要件を満たしておることをご報告申し上げます。

次に、事前に皆さまにお配りいたしました資料を確認させていただきたいと思います。今回は非常に量が多うございますので。

まず、1つ目。表紙を付けた審議会の資料。会次第、それから委員名簿、配席図をつづったものが1部。それから、諮問書のコピーと、資料1と右肩に振ってあります資料。それから、同じく右肩に資料2。それから、ちょっと横長でございますが資料3。それから、資料4。それから、基調講演資料という以上でございますが、もし、足りないとかそういったことがございましたら事務局のほうまでご連絡をいただきたいと思います。

揃っておりますでしょうか。

(司会：山崎補佐)

では、続けさせていただきます。

本会議は、県の「審議会等の公開に関する指針」等によりまして、原則公開となっておりますのでご承知ください。

それから、審議に入ります前に、前回、2月16日だったと思っておりますが、委員の方々から意見を2ついただいております。

1つは、外国資本による森林等の土地の買収問題など、土地利用についての勉強する会を持ってはどうかというご意見をいただきました。それを受けまして、今回、東京財団の平野先生にお越しいただいて勉強会を開催するというようにしております。

そして、2つ目。土地利用計画図について、県民がもっと気軽にアクセスできるような、インターネットに公開してほしいというご意見もいただいております。これにつきましては、後ほど事務局のほうから説明をさせていただきます。

それでは、審議会条例の規定によりまして、会議の議長は会長にお願いすることになっておりますので、これ以降、松田会長にお願いしたいと思います。

どうぞお願いいたします。

(松田会長)

それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、審議会運営要領第6条第3項によりまして、本日の会議録署名人の指名をさせていただきます。玉里委員と小坂委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

— (委員) 了承 —

(松田会長)

よろしく申し上げます。

平成23年度高知県土地利用基本計画の変更について（諮問事項）

(松田会長)

本日の議題であります、「平成23年度土地利用基本計画変更について」につきまして、お手元に諮問書の写しがございますとおりに知事から諮問を受けております。

諮問案件の質疑は1件ごとに事務局から説明をいただき、委員の皆さまのご意見、ご質問を受ける形で、順次進めさせていただきます。その後、最後に全案件について委員の皆さまのご了承が得られましたら、本日一括して答申をまとめたいと思いますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

皆さん、こんにちは。用地対策課長の高橋でございます。本日はよろしくお願いたします。それでは着席して説明をさせていただきますと思います。

今回、ご説明する資料につきましては、資料ナンバー1。諮問書の別添の資料というのが資料ナンバー1と、もう1つ、資料ナンバー2がございます。まず、資料ナンバー1のほうからご説明をさせていただきますと思います。

こちらの資料ナンバー1の資料は、これは国が定めた様式によるものでございまして、本日お諮りをする、いわゆる諮問書の別添資料となるものでございます。本日、この内容について当審議会でご答申をいただければ、正式に国に提出する予定をしているものでございます。

それでは、内容について、簡単にご説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、1ページは、都市地域、農業地域、森林地域など5つの地域区分ごとの面積の変更概要の総括表となっております。左側が現行の面積でございまして、今回変更する面積がございます。都市地域の面積が、今回3ha拡大し、変更後は90,859haとなり、また、森林地域の面積が91ha縮小し、変更後は602,360haとなるところでございます。

続きまして、2 ページをお願いします。2 ページのほうが、変更地域別の概要ということでございます。

今回変更しようとする地域別の場所や面積、変更理由を記載してございます。今回は5つの案件がございしますが、内容については後ほど詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3 ページから6 ページにかけては、今回変更しようとする地域の区域図でございしますが、図面等が少々分かりづらい部分もございしますので、後ほど資料2のほうを使って説明をさせていただきたいと思っております。

それから、7 ページに飛びまして、7 ページのほうは計画書についてでございますが、これは今回は変更ございません。

最後に8 ページになりますけども、市町村・国土審議会への意見聴取等の結果ということでございますが、まず、市町村につきましては、該当の四万十市、芸西村、香南市、高知市にそれぞれ意見照会をし、「特に意見なし」という回答をいただいたということでございます。

また、その下の、国土利用計画法第38条の規定に基づく合議制の機関、この審議会でございますが、その措置状況ということで、本日、答申をいただければ、その旨を記載して、正式に国に提出するというところになっております。

資料ナンバー1 につきましては、簡単でございますが説明は以上とさせていただきます。

引き続きまして、資料ナンバー2 を使いまして、具体的な中身について少しご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料ナンバー2 の、まず1 ページをお開きいただきたいと思います。この資料の目次となっております。

本日、お諮りいたしますのは、1 の土地利用計画の変更について（案）の諮問事項と、それと、2 といたしまして、林地開発許可等の状況についての報告事項ということになってございます。

次のページをお願いします。

今回お諮りする、「1 土地利用基本計画の変更について（案）」でございますが、今回は森林地域の縮小に関するものが、ここに記載をしております4つの案件。それと、都市地域の拡大に係るものが1件ということになってございます。

そうしましたら、3 ページをお願いします。

それでは、まず、整理番号1の四万十（市）森林地域の縮小案件についてご説明をさせていただきたいと思っております。

場所は、右側の位置図に示しておりますが、中村の市街地から北に行ったところ、四万十市古尾地区の北ノ川口というところでございます。森林地域の縮小面積は2haで、変更理由といたしましては、他用途への転用により森林でな

くなり、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったことから、今回の変更を行うものでございます。他の地域との重複状況につきましては、農用地区域を除く農業地域が重複をしております。

4 ページをお願いします。変更に係る補足説明といたしまして、現地の写真と、今回の開発概要を参考に載せてございます。

開発内容は、中野砕石株式会社が昭和 54 年 8 月に林地開発の許可を受けまして、砂岩の採掘を行っておりましたが、近年の需要減少によりまして、現在、採掘事業を廃止いたしております。跡地は資材置き場用地として利用するというようなこととございます。この開発事業につきましては、平成 22 年 12 月に完了確認を行っておりますが、昨年の審議会には提出がちょっと間に合わなかったということで、今回お諮りすることになったものでございます。

整理番号 1 の、四万十市の森林地域の縮小に関する説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

(松田会長)

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、整理番号 1「四万十市森林地域の縮小」について説明がございましたけれども、これについて何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

ありがとうございました。

それでは、次の整理番号 2「芸西森林地域の縮小」について、事務局のほうからご説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

それでは、資料の 5 ページ、整理番号 2 番の芸西森林地域の縮小案件についてご説明をさせていただきます。

本案件は、和食川の上流部への和食ダムの建設工事に伴いまして、森林地域を縮小しようとするものでございます。場所は、ここに書いてございますように、安芸郡芸西村の北のほう、旧の夜須町に近いところでございまして、所在地は安芸郡芸西村字西谷南ノ平 4595-17 番地外ということになってございます。

森林地域の縮小面積は 10ha でございまして、変更を必要とする理由といたしましては、多目的ダムの建設により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなるためということとございます。他地域との重複関係につきましては、農用地区域を除く農業地域ということになってございます。

続きまして、次、6 ページのほうをお開きをいただきたいと思います。

事業の目的といたしましては、先ほどご説明いたしましたように、県が事業主体となって行います多目的ダムの建設と、それに伴います付け替え道路等の整備および残土処理場の造成工事等でございます。平成 21 年 6 月に森林法に基づく開発協議を終了しておりまして、事業期間は平成 26 年度までの予定となっております。

ここで少し、本日、追加配布させていただきました資料ナンバー3、横長の資料がございますが、そちらのほうを使って少し補足説明をさせていただきたいと思います。

この資料の 1 ページ目でございますが、この和食ダムはご案内の方も多いかと思いますが、和食川の洪水調整と正常な流水機能の維持、それから、水道用水の供給を目的といたしました河川総合開発事業として、平成 15 年度に建設工事の認可を受けておりましたが、その後、国のほうで全国的なダム建設事業の見直し方針というものが打ち出されまして、事業が一時中断をしておりました。その後、今年度になりまして、国のほうから建設妥当の決定を受けまして、事業が再開されることになったものでございます。

ダムの構造といたしましては、下にございますが、ダムの高さ 51m の重力式のコンクリートダムで、全体の事業費は約 128 億円ということになってございます。

資料の右側に工程表がございますが、現在は、ダム建設に伴います付け替え道路の整備でありますとか、残土処理場の造成工事等が進められておりまして、今後、ダム本体の建設工事を行いまして、平成 27 年度には試験たん水を行う予定になってございます。

なお、ここには記載してございませんが、環境アセスメント調査の実施はもとより、周辺住民への生活面の配慮でありますとか、希少動植物の保護、あるいは植栽などの環境面での対策については万全を期して事業が進められているところでございます。

説明は以上でございます。

(松田会長)

ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ございませんでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

ありがとうございました。

それでは、続きまして整理番号 3「香南森林地域の縮小」について説明をお

願います。

(事務局：高橋課長)

そうしましたら、資料の 7 ページのほうをお願いいたします。

整理番号、3、4、ここはちょっと場所が一緒なもので、1 つのページになってございますが、香南森林地域の縮小案件でございます。

まず、整理番号 3 のほうについてでございます。この案件は、香南市香我美町の上分に自衛隊の演習場を新設することに伴いまして、森林地域を縮小しようとするものでございます。所在地は、香南市香我美町上分字貞数 1718 外で、場所的には国道 55 号から香我美町岸本の月見山のふもと、県道奥西川岸本線沿いに北に行ったところでございます。昔の香我美町役場から東へ 2km ほど行った場所でございます。

森林の縮小面積は 72ha で、変更理由は、自衛隊演習場の新設により、森林としての利用・保全を図る必要がなくなったということでございます。他地域との重複状況につきましては、都市地域の用途地域以外の地域の一部と農用地区域を除く農業地域が重複をしております。

次に、8 ページをお願いいたします。

事業の目的といたしましては、先ほどご説明いたしましたように、中国四国防衛局が事業主体となって自衛隊の演習場となる区域に場内の道路や調整池等の整備を行うものでございます。平成 23 年 9 月に林地開発協議を行い、事業期間は平成 25 年度までとなっております。

ここに、開発に係る区域を入れた写真と今回の事業概要を載せてございますが、ちょっと資料が小さく分かりづらい部分もございますので、本日配布をいたしました資料ナンバー 3 のほう。こちらのほうに、拡大した写真図面を載せてございますので、そちらのほうを見ていただきたいと思います。

1 つめくっていただきまして、2 ページのほうに現地の航空写真図面に、今回の事業計画の区域を赤で表示してございます。この写真自体がちょっと古いものでございますので、今は、現地は少し変わってございますが、ここの写真の左下のところ、少し山がはげたような形になってございますが、ここに現在、自衛隊の高知駐屯所の建物でありますとか、グラウンド、運動場が整備をされてございます。それに隣接するような形で、この赤の区域、ここが今回、演習場になるところでございます。

なお、これちょっと非常に見づらいんですけども、実はこれ、森林地域を除外する部分というのが、この赤で少し数字が入ってますけども、その部分が森林地域で、数字が入ってない部分、ここがもともと農用地等でございますので、全体には事業区域を囲んでおりますが、これ自体、全部が森林地域ということではございません。ちょっとこれも見づらくて申し訳ないんですけども、そんな状況でございます。

続きまして、その資料の次のページをお願いいたしたいと思います。今回の、演習場の全体の土地利用の計画図でございます。

緑の部分が残置森林として残す部分でございます。森林地域内の場内の道路のほか、図面の左側に少し縦長の形で建物建設予定地ということになってございますが、ここはどうも射撃場の建物が造られるというふうに聞いてございます。それから、中にヘリポートでありますとか、あと、調整池とか、そういった形で整備が進められるというところでございます。

ここ自体、全体で、山を切る部分は 15ha ということですが、今回、森林区域としてのける部分というのは、森林を切らないんですけども、ここ自体、自衛隊のほうで管理するということになりますので、72ha 全体を森林地域から除外するというものでございます。

次に、この資料の 4 ページからが、具体的な演習内容のイメージというのを少し分かっていただくために、昨年 3 月に防衛局のほうで地元説明会に使った資料を参考までに付けてございます。

具体的な訓練内容といたしましては、次の 5 ページのところからございますが、建設工事期間中に実施する訓練ということで、細かい説明は省略いたしますが、1 つは、左下のレンジャー訓練、それから、右側へ行きまして偵察訓練。それから、基本戦闘訓練。いわゆるほふく等、運動等を行う訓練。それから、その次のページめくっていただきますと、歩哨、外哨と言うんですか、監視の訓練。それから、穴を掘ったりという築城の訓練。それから右へ行って、攻撃・防御訓練。こういったような訓練がなされるというふうに聞いてございます。

それから、建設工事完了後に実施する訓練ということで、その下にございますが、ヘリポートを整備しヘリを使った離着陸というか、操縦機能の訓練。あるいは、爆破薬を使って爆破の訓練。それから、射撃の訓練だとか、追撃砲の縮射弾を使用するの観測とか射撃の訓練といったような訓練がなされるというふうに聞いてございます。

それから、一番最後のページが演習場の使用に関して留意事項ということで、環境対策とか安全対策などについての事項が掲載されておりますが、当然のことながら周辺への安全対策などについては十分な配慮がなされるというふうに聞いておるところでございます。

説明は以上でございます。

(松田会長)

はい、ありがとうございました。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

特にないようですので。

それでは、次の整理番号 4「香南森林地域の縮小」についてご説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

それでは引き続きまして、整理番号 4 番の香南工業団地の縮小についてご説明をいたします。資料のほうは、まず 7 ページのほうで位置等を載せてございますので、資料ナンバー 2 の 7 ページのほうをちょっとご覧をいただきたいと思っております。

所在地は、香南市香我美町大字上分字キコヲ奥 3883 外ということで、先ほどご説明をいたしました自衛隊の演習場とは県道を挟んでちょうど向かい、北西側に向かったところでございます。

森林の縮小面積は 7ha で、変更理由といたしましては、工業団地の造成工事により森林としての利用・保全を図る必要がなくなるため、ということでございます。他地域との重複関係につきましては、農用地区域を除く農業地域ということになってございます。

続きまして、説明資料の 9 ページのほうをお願いしたいと思います。事業計画の詳細について、少しご説明をさせていただきます。

このページで、まず左側の航空写真に赤で区域を入れておりますが、この赤で囲ったところが今回の事業計画の区域でございます。この写真で左側のところに白い建物のようなものが写ってございますが、これは香我美町のほうで整備をいたしました大谷団地で、現在、山本貴金属などの工場が立地をしておるところでございます。今回、この大谷工業団地の横に隣接するような形で工業団地を造成するという計画でございます。

事業目的は、ここに書いております、仮称でございますが香南工業団地の造成と、それから区画内道路の整備等を行うものでございます。事業主体は、ここでは開発協議の主体ということで「高知県」と書いてございますが、事業主体という意味でいきますと、香南市と費用を半々で、いわゆる香南市と県との共同事業という位置付けになるものでございます。

林地開発協議につきましては、昨年、23 年の 7 月に終了いたしまして、今後、造成工事が進んで行きまして、平成 25 年度には完了の予定ということになってございます。この造成の面積といたしましては右側に図面がございまして、企業用地 A と書いてあるところが大体 6.3ha と、それから、企業用地 B のところが 1.5ha というふうに聞いてございます。

ちなみに、資料ナンバー 3 の 8 ページのほうに詳細な計画図を載せてございます。

ちょっとそこで補足をさせていただきますと、8 ページのほうでございます

が、赤で囲んだ部分が今回の全体の事業計画の区域でございまして、緑の部分が残置森林として、いわゆる林地として残す部分。それから、黄色で着色した部分が、今回、森林地域から除く部分ということになってございます。

説明は以上でございませう。

(松田会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問ございませうでしょうか。

はい、どうぞ。

(藤本委員)

これは、事業主体が高知県ということで、企業というのは確定しているという内容でしょうか。

(事務局：高橋課長)

立地企業ということですね。

(藤本委員)

ええ。立地する企業ですね。

(事務局：高橋課長)

私、聞いている範囲では、いろいろ話はされてるようですが、まだ具体的に「こういう企業が来る」というところまで行っているもんじゃないというふう

に聞いております。

イメージとしては、電子系とかそういった系統の企業じゃないかなというぐ

らいの情報は聞いております。

(藤本委員)

はい、分かりました。

(松田会長)

ほかにございませうでしょうか。

よろしいでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

それでは、次の整理番号 5「高知広域都市森林地域の拡大」についての説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

それでは引き続き、資料の 10 ページのほうをお願いしたいと思います。

整理番号 5 番、高知広域都市地域の拡大案件でございます。場所は、高知市仁井田三里地区の高知新港に関する部分でございます。

都市地域の拡大面積は 3ha で、変更を必要とする理由といたしましては、公有水面の埋立てによって生じた土地でございます。現行の都市地域と一体の都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある地域ということで、今回、都市地域に編入をしようとするものでございます。他地域との重複関係についてはございません。

続きまして、次の 11 ページをお願いしたいと思います。

今回、都市地域として拡大する区域というのを、写真と、それから平面図、を赤線で囲んでおります。この土地は、高知港の港湾計画に基づきまして、高知県が事業主体となって公有水面の埋立てを行って生じた土地でございます。右側の平成元年度に埋立てに着手した部分が、面積にして約 1ha。それから、左側の平成 11 年度着工と書いてある部分ですけども、この部分が約 2ha ということになってございます。

竣工認可、出来上がりはともに平成 15 年 6 月となっております。このうち、平成元年度着工、いわゆる右側の部分でございますが、ここの部分は漁港区といたしまして、水産物とか漁獲物の水揚げや漁船の出港準備など、漁業活動用のふ頭用地として使用する計画でございます。

また、左側の平成 11 年度着工部分でございますが、ここは、この図面で右半分、東側のほうですが、ここは一時期フェリー乗り場として利用をされていたところでございます。左側半分のところ、西側のほうですが、ここは国が沖防波堤を今建設中でございますので、その工事関連の建設ヤードとして利用されているところでございます。今後は、これらの港湾関連用地の有効活用と適正管理の観点から、今回この部分を都市計画区域に編入をいたしまして、都市計画上では準工業地域として用途を指定していこうということでございますし、港湾法に基づく臨港地区の指定も予定をしているところでございます。

以上が、整理番号 5 の件でございます。よろしくお願いたします。

(松田会長)

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

それでは、今回、5 件ございましたけれども、その 5 件をさかのぼってのご質問等、ご意見もございませんでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

それでは、5件の土地利用基本計画の変更について、全て原案どおりということによろしいでしょうか。

—(委員)了承—

(松田会長)

ありがとうございました。原案どおりということにいたします。

それでは、答申書の案をお配りしますので、確認のため事務局に朗読させます。

事務局、よろしく申し上げます。

(事務局：芝野チーフ)

私、用地対策課の芝野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、答申書の案を朗読させていただきます。

「高知県知事 尾崎正直様 高知県国土利用計画審議会会長 松田誠祐 平成23年度高知県土地利用基本計画の変更について(答申) 平成24年2月3日付 23高用対第511号で諮問のありました上のことについては、諮問どおりの変更を適当と認めます。」

(松田会長)

この答申書のとおりでよろしいでしょうか。

—(委員)了承—

(松田会長)

ありがとうございました。

それでは、このとおりに答申することといたします。

林地開発許可等の状況について(報告事項)

(松田会長)

それでは、続きまして報告事項に移りたいと存じます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

どうも答申ありがとうございました。

それでは、引き続きまして報告案件についてご説明をさせていただきます。

資料ナンバー2の12ページのほうをお願いしたいと思います。

今回、「2土地利用基本計画報告案件について」ということで、林地開発許可

等の状況等について、1 つは高知森林地域の縮小の新規案件。それから、二つ目が、いのの森林地域の縮小の変更案件の2 件ということになってございます。

それでは、13 ページのほうをお願いしたいと思います。整理番号1 の高知森林地域の縮小案件でございます。

場所は、県道の春野赤岡線から北に入った春野町仁ノの集落の近くでございますが、高知市の農道と聞いておりますが、種間寺のトンネルの付近でございます。所在地は、高知市春野町仁ノ大字大畔田 2269 番地外となっております。森林地域の縮小面積は2ha でございまして、他地域との重複関係につきましては、都市地域の市街化調整区域ということになってございます。

次に、14 ページのほうをお願いしたいと思います。

事業の中身でございますが、事業主体は株式会社和住工業で、現在、採石法の許可を得て砂岩の採取を行っております。将来的には資材置き場として利用したいという意向のようでございます。林地開発許可を、昨年、23 年3 月に取っております。事業期間は平成26 年3 月までの予定ということになってございます。左側に航空写真で現地の場所を示してございます。

この案件につきましては、実は、旧春野町の土地利用の適正化条例に基づき開発行為の届出を行いまして、平成15 年11 月に1 つは残土処理場として0.8ha、それからまた平成16 年4 月に土取場として0.7ha、2 カ所の別々の開発事業ということで取り扱ってきたものでございますが、今回、2 つの開発行為が一体的なものであるということで、それを合算しますと面積も1ha を超えるということで、今回、林地開発の許可申請をいただいたものでございます。

開発内容の詳細につきましては、別途、今日お配りいたしました資料ナンバー3 の9 ページのほうをちょっとご覧いただきたいと思っております。

こちらのほうに、土地利用計画の平面図が掲載をされてございます。ここで、周囲ぐるっと赤で囲んだ部分、これが今回の全体の事業計画の区域でございます。今回、森林区域から除く箇所は、この図面でちょっと見にくいですが事業用地、あるいは洪水の調整池と記載されているような部分。あるいは、進入の道路とか、右側の沈砂池。こういったところが森林区域から除く部分ということで、あとの周囲の山の部分ですが、この部分は残地森林として残すという計画になってございます。

この案件についての説明は以上でございます。

(松田会長)

ありがとうございました。

この件について、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

ございませんか。

—質疑なし—

(松田会長)

それでは、質問ないようですので、次の整理番号 2「いの森林地域の縮小」についての説明をお願いします。

(事務局：高橋課長)

それでは、資料の 15 ページのほうをお願いしたいと思います。今回の、いの森林地域の縮小の変更案件でございます。

場所は、いの町大内で、県の消防学校の近くでございます。字鋸岩谷の 3900 番地外いうところでございます。他地域との重複状況につきましては、都市地域の市街化調整区域と農用地区域を除く農業地域が重複をしております。縮小面積 5ha、もとは 3ha 縮小を変更という格好になってございます。

次の、16 ページのほうをお願いいたします。

事業の目的といたしましては、安定型最終処分場ということで、この安定型最終処分場というのは基本的には、土、埋め込みの処分ということで、処分できる品目が何か 5 品目ぐらい。大体、廃プラスチックとかがれき類、こういったものが多いようですが、そういったものを処理する処分場ということになってございます。事業主体は株式会社近澤建設ということで、林地開発の許可を 18 年 3 月に取りまして今回変更ということでございます。

これについて、少し資料 3 の 10 ページのほうを見ていただきたいと思います。

これが現地のいわゆる航空写真というか図面に、今の利用状況を入れたものでございます。今回、この絵で左側のところが、一般廃棄物の処理を主にやっているところで、右側にある、「安定型最終処分場」と書いてございますが、こちらのほうが今産業廃棄物の処理をやっているところでございます。ちょっと現地も見せていただきましたけども、まだ容量的にはかなり残ってるなというように感じでございます。

今回、ここににつきましては変更で新しく開発ということではございませんで、もともと開発許可を受けて開発されてきたところでございますが、今回それぞれを一体の開発として申請をしたもので、前回報告をいたしました 3ha に、プラス 2ha 分の森林縮小面積になるという形での変更案件という取り扱いになってございます。事業期間につきましては当面、平成 23 年度ということになってございます。

説明は以上です。

(松田会長)

ありがとうございます。

何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

(松田会長)

それでは、報告事項全体で何か意見はございませんか。
この調整池の計画というのは、これ、どれくらいを想定してるんでしょうか。

(松田会長)

はい。9ページの右のところに、洪水調整池というのがありますね。

(事務局：高橋課長)

資料ナンバー3の9ページの、右側の洪水調整池ですか。

(松田会長)

はい。
どれぐらいのボリュームなんですかね。

(事務局：高橋課長)

ここちょっと現地も見させてもらったんですが、最初にご説明しましたように採石ですね。今は石を今採っているような感じでございました。排水については、下に管を入れて排水対策は講じてると、そんな状況であろうかと思えます。

ご質問の調整池の容量でございますが。
私もひとつそこまで良く調べてないんで申し訳ございませんが。

(松田会長)

ここにためるというより、ここで一応調整して、下の川に流すという形ですかね。

(事務局：高橋課長)

森林の担当が来ておりますので、ちょっとお願いします。

(治山林道課：遠山主幹)

森林の林地開発の担当してます、遠山と言います。よろしく申し上げます。
すみません。容量までは、ちょっと今手元に資料がないのですみませんけど。
言われましたように、いったんこの調整池で水を受けて流量を調節して、この下の沈砂池に流していくという形で計画しております。

(松田会長)

はい。結構です。
ほかに何かご質問ございますでしょうか。

—質疑なし—

(松田会長)

ご意見ないようですが。以上で、諮問事項および報告事項については終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

— (委員) 了承 —

(事務局：高橋課長)

どうもご審議いただきましてありがとうございました。

また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。

平成24年2月3日

高知県国土利用計画審議会会長

会議録署名人

会議録署名人